

必ずお読みください

SH2

東京海上日動火災保険株式会社

トータルアシストからだの保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2019年1月1日以降始期契約より、トータルアシストからだの保険について、以下のとおり商品を改定いたします。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定ポイント			商品名称	改定項目	概要
傷害定額	ゴルファー	所得補償			
○	○		個人賠償責任補償特約の補償対象の拡大	<p>補償対象に、以下の損害賠償責任を追加します。</p> <p>① 以下 (a) ~ (c) の管理財物を損壊 ((a) と (b) のうち動産については、盗取された場合を含む) したことによって保険の対象となる方 (*1) が負担する損害賠償責任</p> <p>(a) 他人から預かった物・レンタル品等の受託品 (日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。)</p> <p>(b) ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産 (*2)</p> <p>(c) ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート</p> <p>② 誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった場合 (電車等の財物損壊なし) に鉄道会社から請求される振替輸送費用などの損害賠償責任</p> <p>③ 別居の未婚の子等 (保険の対象となる方) の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任 (*2)</p> <p>(*1) ゴルファーの場合、保険の対象となる方ご本人のみ対象です。</p> <p>(*2) ゴルファーの場合、① (b) および③は補償対象外です。</p>	
○	○		個人賠償責任補償特約の保険料の改定	上記の補償拡大や直近の保険金のお支払状況を踏まえて、個人賠償責任補償特約の保険料を改定します。	
○			住宅内生活用動産特約の販売開始	日本国内において、保険の対象となる方の居住に使用する住宅内に所在する家財に偶然な事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いする住宅内生活用動産特約を新たに販売します。	
○			携行品特約の販売開始	日本国内または国外において、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に偶然な事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いする携行品特約を新たに販売します。	
○			救援者費用等補償特約の販売開始	<p>日本国内または国外において、以下の事由により、ご契約者、保険の対象となる方またはその親族が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いする救援者費用等補償特約を新たに販売します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ● 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ● 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合 等 	

商品名称			改定項目	概要
傷害定額	ゴルフ	所得補償		
○			認知症あんしんプランの販売開始 (認知症諸費用補償特約の新設)	<p>認知症諸費用補償特約を新設し、からだの保険(傷害定額)の既存の補償と新補償、新サービスを組み合わせたセット商品「認知症あんしんプラン」を新たに販売します。認知症の方およびそのご家族のための専用商品として、認知症の方のご家族等に販売します。</p> <p>①認知症諸費用補償特約の補償内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象となる方ご本人が行方不明となってから24時間経過しても発見されず、保険契約者または保険の対象となる方ご本人の親族がその捜索のための費用を負担した場合に行方不明捜索費用保険金をお支払いします。 ●保険の対象となる方ご本人が日常生活に起因する偶発的な事故で他人にケガをさせ、ケガをされた方がその事故の直接の結果として死亡した場合、賠償責任の有無を問わず、見舞費用保険金をお支払いします。 <p>②付帯サービス「捜索支援サービス」 保険の対象となる方ご本人が行方不明になった場合の速やかな発見・保護を支援するために「緊急連絡ステッカー」を提供します。 同ステッカーと合わせて「捜索協力支援アプリ」も利用可能です。</p>
○	○		「ギプス等」に関する規定の改定	ギプスの規定における「その他これらに類するもの」を限定列举方式に変更いたします。また、対象となる部位に顎関節、肋骨等を追加し、骨折以外でのギプス装着も対象とします。
○	○	○	介護保険法改正に伴う改定	介護保険法改正により新設される「介護医療院」について、現行約款の「介護療養型医療施設」と同等の施設として取り扱います。
○	○	○	薬物免責規定の改定	危険ドラッグを使用した状態で自動車を運転している間に生じた傷害等を免責とします。
○	○	○	介護アシストの提供開始	介護に関するご家族の負担を軽減する「電話介護相談」、「各種サービス優待紹介(*1)」および「インターネット介護情報サービス」を行う「介護アシスト」の提供を開始します。 また、本改定に伴い、「デイリーサポート」のサービス内容を縮小します。 (*1) サービスのご利用にかかる費用はおお客様のご負担となります。

このご案内は、2019年1月1日以降始期契約のトータルアシストからだの保険の改定概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※弊社は、経営理念に「安心と安全」を掲げ、認知症の人やその家族を含む誰もが自分らしく安心して暮らせる社会をつくるため、社員の「認知症サポーター」を養成する取組みを推進しています。認知症サポーターについては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<QRコード>



ホームページアドレス: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089508.html>

以上